

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和8年 6月 1日

京都市長 松井 孝治

1 建築協定の名称

京都市東山区常盤町5・6・7組地区建築協定

2 申請者の氏名

小森 敦子

3 建築協定区域

京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町482番19ほか 計20筆

4 建築協定区域隣接地

京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町482番17ほか 計17筆

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

5年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等の文書による廃止申立てが委員会に提出されない限り、更に5年間延長するものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和8年6月1日付け第13-002号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）